

令和元年 12 月 17 日

株式会社日本経済新聞社

編集担当者 殿

一般社団法人

日本介護支援専門員協会

会 長 柴 口 里 則

[公 印 省 略]

## 令和元年 11 月 12 日付記事への質問書の回答書に対する

### 当協会の見解について

この度は当協会の質問書にご回答をいただきましたことについてお礼を申し上げます。しかしながら、ご回答いただきました内容については不十分かつ当協会の見解と相容れないものでございますので、以下の通り当協会の見解をお伝えいたします。

1. 「1. 介護支援専門員がサービス事業所に所属しているため、グループ事業所の介護サービスをプランに入れがちであり、収益につなげるための営業員としての側面がある、と表現した根拠について」に対する回答として「本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した」というケアマネを見聞きしたことがあるとの回答が 4 割程度」という医療経済研究機構の調査結果を引用されております。しかし、今回当協会が問題としているのは、介護支援専門員があたかも営業員のごとくグループ事業所のサービスへ誘導を凶っているといった誤解を与えかねない表現の根拠です。介護報酬のために必要のないサービスを導入しプランを立てることとグループのサービスに誘導することは全く別の問題であり、仮に不要なプランを立てる介護支援専門員が存在するとしても中立性や独立性とは関係が薄いものです。また、集中減算の調整についても同様です。これを持って根拠をお示しいただいたとは判断できません。さらに、有識者や研究者の指摘に関しても回答書を読む限りでは当協会の主張を覆すような客観的な根拠は見いだせず、印象論の域を出ないものと判断いたします。
2. 「2. 医療経済研究機構の調査結果とはどのようなものか 3. 調査結果と分析の根拠を開示するとともに、利用誘導していると結論付けた意図について根拠はどのようなデータから導き出されたものか 4. 不必要なサービスと位置付けた根拠はいったいどのような分析結果か」について、取材先が公表していないデータを開示できないことについては理解いたします。しかし、財政制度等審議会における「供給が需要を生んでいる面があるのではないか」との問題提起は文字通り問題提起であり、客観的に認められた事実でないことは担当者ご自身もご理解いただいていることと存じます。また、「在宅介護サービスにおける需要誘発仮説の検証」（岸田研作）といった文献がございますので、申し添えさせていただきます」と最後にご紹介をいただいておりますが、この流れからして見ますと残念ながら「介護支援専門員の誘導」ありきの認識からスタートした記事ではないのかという危惧の念を抱くものであり、極めて遺憾と言わざるを得ません。今後、介護支援専門員について取り扱われる際には、是非予断を持たずに幅広い観点を持って取り扱われますように切に要望いたします。